

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管関係府庁									
1110010	商標出願登録手続の行政書士への開放	弁理士法第75条	弁理士法第75条により、商標登録出願等の工業所有権に関する出願に係る手続きの代理については、弁理士の専権業務とされている。	行政書士が商標出願登録手続を行うよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。	企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標出願登録手続を行うよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。商標出願登録手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に約6千名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない弁理士過疎地域では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、企業は弁理士サービスが受けられず、不便を強いられている。弁理士過疎地域では、企業秘密がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。行政書士は全国に約3万5千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、許認可申請や契約書作成業務の関与先企業から商標に関する相談を受けることもある。平成18年度から「地域団体商標(地域ブランド)制度」が、平成19年度から「小売等役務商標制度」が始まったところであり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。商標登録はA4サイズ1枚の定型的なもので、年間的5万件の本人出願が行われており、4分の3程度が登録になっている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手続を扱う適格性を担保できる。	C		1. 提案理由について 「企業は弁理士サービスが受けられず不便を強いられている」とされているが、平成19年6月末現在の弁理士登録数は7,200人超であり、年々増加傾向にある。現在、弁理士の存在しない都道府県はなく、弁理士の少ない地域に対しては、日本弁理士会において、全国9地域への弁理士会のアグセポイントや全国都道府県地域窓口を設置することにより、地域に対するサービスの拡充に努めていると承知している。 また、地域におけるユーザーへのサービスの問題と、行政書士に商標登録出願の手続きを開放するかという問題は別次元の問題である。 「利益相反問題もある」とされているが、弁理士業務については、守秘義務(弁理士法第30条)や利益相反行為の禁止(同法第31条)の規定が設けられているところであり、指摘のような「企業秘密の漏洩」などの行為を防止する措置が講じられており、また、日本弁理士会においても、毎年開催する論議研修等を通じて、その旨に努めていると承知している。 また、利益相反問題と、行政書士に商標登録出願の手続きを開放するかどうかという問題は別次元の問題である。 「行政書士は地域密着の法律専門家」とあるが、そもそも行政書士は、官公署に提出する書類その他の書類又は事実証明に関する書類を作成することを業とする(行政書士法第1条の2)職種であり、法的手続に関する専門性の高い業務は行えないこと。また、各士業は、それぞれの法令に基づき業務範囲を遵守し、適正に業務を行うことが重要と承知している。 商標登録は本人出願が多いとの指摘については、一般国民が自ら出願を行う場合には、専ら当該業の責任の下でそれらの手続を行うに対し、他者が業として代理する場合には、不特定多数の者から依頼を受けてそれらの手続を行うという点において、広く社会に不測の損害を与えることも懸念されることから、これらのケースを併列に論ずることは適切でない。即ち、自己責任で行うことと、代理として責任をもって行うことは別次元である。 地域団体商標と小売等役務商標制度については、日本弁理士会によるセミナーなどの広報活動、日本弁理士会各支部における無料相談の実施や全国都道府県地域窓口の設置を行っており、ユーザーの利便性の向上に努めていることと承知している。																1 0 0 1 0 6 0	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省 経済産業省
1110020	土業派遣の解禁(過疎地域限定)	弁理士法第75条	弁理士法第75条により、弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、弁理士法に規定する弁理士の業務を業とすることができない。 ただし、平成17年10月21日付の構造改革特別区域推進本部決定において、「弁理士法第75条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる、相談に際すること(いわゆるコンサルティング)に係るもの(個人)を除き、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣を認める」とこととされた。	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる土業の派遣禁止を解禁すべきである。 現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「土業の派遣」を認める	現在、土業派遣は労働者派遣法で規制をされている。過疎地においては土業不足のため、住民が都市部まで移動がしづらい。満足した社会サービスを受けられない。そのため、過疎地においては土業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が土業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。	C		弁理士を労働者派遣の対象とすることを認めると、派遣業者(派遣元)が、弁理士との間の雇用契約に基づき(指揮命令を通じて、実質的に派遣業者が弁理士業務を取り扱うこととなる。これは弁理士又は特許業務法人でない者が弁理士業務を扱うことを禁止した弁理士法第75条に抵触する。弁理士法に基づく業務については、資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けられないこととされていることから、労働者派遣の対象とはならないものである。 なお、平成17年10月21日付の構造改革特別区域推進本部決定において、「弁理士法第4条第1項及び第3項に規定する業務のうち同法第75条で規定する業務以外となる、相談に際すること(いわゆるコンサルティング)に係るもの(個人)を除き、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣を認める」ととし、平成17年度中に所要の措置を講ずる。当該弁理士の労働者派遣業務については適正に実施されるようコンサルティング業務の範囲の明確化(個別事業に係るものを除く)、守秘及び利益相反行為防止の徹底の措置を講ずる。」とされており、引き続きこの範囲において労働者派遣の対象とすることが可能である。 また、現在、弁理士の存在しない都道府県はなく、弁理士の少ない地域に対しては、日本弁理士会において、全国9地域への弁理士会のアグセポイントや全国都道府県地域窓口を設置することにより、地域に対するサービスの拡充に努めているところである。													1 0 5 5 0 7 0	(株)バソナシャドーキャビネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省			
1110030	個人向け発電機の設置の緩和	電気事業法第38条、第48条、第54条 電気事業法施行規則第65条別表第2	電気事業法第38条において、一般電気工作物の定義としては、構内に設置する小出力発電設備であって、その発電に係る電圧が600V以下で構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていない内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW未満のものという。	アンモニア水を媒体としたガスタービン発電機(10kW未満)を最大3基、個人、コンビニ、マンションなどに設置する場合に、一般電気工作物として扱うことを可能とする。 また、暖めた水道水、あるいは純水によるアンモニア水の気化発電を行う(温泉水によるアンモニア水の気化は行われている)に際し、規制があれば、その見直しを要望する。	個人開発のアンモニア水を媒体としたガスタービン発電機(10kW未満・メンテナンスフリー)を最大3基、一般電気工作物として、家庭、コンビニ、マンション等にリースし、低圧電力を提供する。 提案理由 環境に配慮した発電機により、無公害で安価な電力を提供する事が出来る。 代替措置 メンテナンスフリーの発電機の開発により、主任技術者による保守・点検が不要になった。	C		「アンモニア水を媒体としたガスタービン」設備において、適切な保安水準の確保が達成できるという具体的な技術的根拠が示されていないこと(右)を踏まえて検討のうえ回答された。 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10kW以下、電圧600V以下等の条件を満たすものは、現行法においても一般電気工作物である。以上の条件を満たさない発電設備は、事業用電気工作物となっているが、この定義を見直し、保安に係る規制の少ない一般電気工作物とするには、当該設備において適切な保安水準の確保が達成できるという具体的な技術的根拠が必要である。 しかし、要望のあった「アンモニア水を媒体としたガスタービン」についてはこの様な根拠が示されていないため、対応できない。													1 0 0 3 0 1 0	個人	29 奈良県	経済産業省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	措置の分類、の見直し	措置の内容、の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管関係府庁
111080	障害者を多数雇用する企業との優先契約			障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	E		国の調達は、予算の適正かつ効率的な執行を前提とし、会計法令等に基づき執行されるなかで、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下、「官公需法」)は、国等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための措置を講じているもの、提案にある随意契約については、会計法令等の中でその定義が決められているものであることから、官公需法の適用外である。			E				1 0 3 8 0 3 0	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	総務省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入に必要事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	C		国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような栽培を行うおとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であるが、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 千葉県は農業が盛んではあるが、中山間地の過疎、高齢化、離農、休耕地の増加は鴨川市においても深刻な問題である。昔から使われてきた大麻を復活させることで、環境負荷を軽減し多様な製品を生み出し、地域興し、休耕地有効活用、新ビジネスによる雇用創出が期待できる。 歴史的にも古代朝廷の祭事を持って大和政権に影響を与えたとされる忌部一族が、阿波から安房に渡り大麻産業を興し、関東に広めたこととされ、各地に伝承が残っている。 鴨川自然王国でも大麻建材ワークショップを実施し好評だった。 地場生産のために種子入手の規制緩和、THC濃度基準の設定が不可欠である。	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。			C			1 0 5 2 0 1 0	農事組合法人鴨川自然王国	12 千葉県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入に必要事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	C		国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うおとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出削減引ビジネスが確立する可能性に期待できる。 更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。			C		1 0 6 7 0 1 0	高知ヘンプユニオン	39 高知県	厚生労働省 経済産業省		
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入に必要事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	C		国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うおとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 当社は、様々な大麻草からつくった製品開発を実施しており、特に原産の大麻草の繊維を使った後の茎(オガラと呼ばれる)とワカモノコシ由来のポリ乳酸を併せた生分解性のお箸を製造販売をしている。石油から植物への時代の掛け橋となるようなメッセージを込めて「お箸」を製作した。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、県内で自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へとつなげていきたい。	私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダでの実用性試験に基づいた提案をしている。THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる。とあるが、根拠を示して欲しい。 EU及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くながらない。栽培用種子輸入基準とそれ運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。と に関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。		有	C		1 0 8 4 0 1 0	株式会社グラスマイル	42 長崎県	厚生労働省 経済産業省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管関係府庁
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、新熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 当社は、原料から加工まで純国産をコンセプトとしたものづくりを実施しており、国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)を液化し、発泡させたバイオマス・ウレタンフォームを使ったサーフボードを製造販売している。国産原料確保が難しかったために生産量に限りがあり、製造拠点である千葉県いすみ市周辺で、自社と契約する栽培者を探していたが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、ヘルプサーフボードを輸出産業に育てるビジョンの実現につなげたい。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。		私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。「THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、根拠を示して欲しい。 EU及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 とに関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。	有	C	-	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		有限会社ビッグフィールド	13 東京都	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、新熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段である。 熊本県は農産物とイグサの産地であり、同時に豊表に使う縦糸は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培もさかんであった。当社は、麻の実をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がないため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができる。無駄のない植物であるため、県内の農業、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。		私たちは、繊維型品種THC0.3%未満のものであれば、精神作用が発現しないという科学的根拠及びEU諸国やカナダでの実用的経験に基づいた提案をしている。「THCの含有量の低い大麻が乱用につながる危険性は十分に認められる」とあるが、根拠を示して欲しい。 EU及びカナダで栽培が認められている産業用大麻の登録品種に限定した輸入であり、実際の栽培では、大麻取扱者免許を取得して実施するため、違法な栽培を助長することには全くつながらない。栽培用種子輸入基準とその運用制度によって実現可能である。違法な栽培が助長すると考える根拠を示して欲しい。 とに関して根拠がない場合は「ない」と回答して欲しい。	有	C	-	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		たしる屋	43 熊本県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、新熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、農業、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。		「THC成分は微量ではあるが、違法栽培や乱用の危険性があるため現行の輸入規制を維持する必要がある」との回答と理解いたしますが、違法栽培や乱用を防止するための措置を提案者側において講ずることにより、規制が緩和される可能性があるのか、或いはあらゆる措置を講じたとしても緩和は認められないのかについてお尋ねいたします。 併せて、緩和される可能性があるのであれば、栽培許可の有無、圃場の管理や外部からの侵入対策、収穫した種や茎の収集の管理及び報告等、業の廃棄方法やモニタリング管理等、様々な条件が付されるものと思いますが、こうした事項について具体的にアドバイスを賜りたく、宜しくお願い致します。	無	C	-	THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。 なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		産業研究社研究会 「麻70」イオ	1 北海道	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け厚麻第一第238号厚生省業務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トネギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領 第502) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発された毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 徳島県は、歴史に見ても、大麻にとって大変重要な土地です。木屋平にある三木家は、忌部まつえとして、今でも代々天皇即位の大嘗祭において、大麻の衣(アラタエ)を献上しています。徳島 = 大麻と言っても過言ではないほど、深い関わりがあるのです。ところが、戦後制定された法律により、すっかり姿を消してしまっただ大麻の栽培風景。これは、バイオマス的に見ても、歴史的に見ても、とても残念な事です。この度は、大麻発祥の地徳島県を中心徳島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きました。	C	-	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。 発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。					C	-		ハンプリズム志園プロジェクト	36 徳島県	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管関係府庁		
111000	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トネギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱指導要領 第502) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 愛媛県においては、繊維の町令治があり、現在愛媛県繊維試験場とタイアップして、大麻のストール、シート等を作成しています。夏はUVカットで涼しく、冬は静電防止で暖かい大麻は、とても好評です。しかし、古来日本は、至る所で栽培されていた大麻ですが、戦後すっかり栽培が許可制になり、日本製の大麻の糸は、まず手に入りません。よって、商品等の糸も、当然外国産です。日本人にとって、とてもなじみ深いこの大麻を、バイオアスの見でも、文化的に見でも、今後復興される事を、切に願うものです。歴史的にみて大麻の発祥の地である四国から、大麻が復興することを願って提案致しました。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。					C				1 1 1 2 0 1 0	ハンブルグ志願プロジェクト	38 愛媛県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出削減とシナジーが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。					C				1 1 2 6 0 1 0	バイオマスタウン宮古島産業用 Hemp 促進プロジェクト	47 沖縄県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 木材、プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 当社では、様々な大麻草からつくった販売を実施しており、お客さまの多くから国産原料をつかった商品をお求められている。しかし、種子の確保の問題でそのようなプロジェクトにはいまのところストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子もための新しい産業へとつなげていきたい。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。			有	C				KAVA	22 静岡県	厚生労働省 経済産業省	
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	大麻成分が著しく少ない(麻薬成分THC含有率0.3%以下)ヨーロッパの産業用大麻草種子の輸入に関して、加熱による発芽不能処理を行わない種子を入手可能にする。産業用大麻の種子入手に関しては、唯一、栃木県の農業試験場が、トネギシロという低THCの品種の育種・管理をしている。今のところ、この農業試験場は、県外の農家への種子の提供を拒否している。そのため、栃木県以外で大麻種子を確保することが難しい。熱処理されていない大麻草の輸入を可能にする。大麻栽培農家の生産活動を容易にしてほしい。	富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食住全てにわたり生活を満たしてきた日本古来の伝統種であり、また最近では、ヘンプと呼ばれ、注目度の急上昇と様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農業を特に必要とせず、飛地を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では離農(特に養、養蚕)による農作物および人的資源は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因になっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を時代に合わせた形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は10ha程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行なおうとする場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を輸入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。	C		大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。			無	C				1 2 8 0 0 1 1	国産ヘンプによる中山間地域産業振興プロジェクト	16 富山県	厚生労働省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管関係府庁	
	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発される毎年THC濃度の管理もされている。0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。岐阜県産業用麻協会はバイオマス資源の活用により自然の循環に逆らわない産業構造や持続可能な社会への転換に麻(産業用大麻草)を取り上げ岐阜県中心に活動している市民団体です。(以下、麻という)県の伝統産業と麻の応用から新たな産業利用を促進すること、また県内に色濃く残る文化・技術を伝承することから地域の活性化をはかり、地域の自立と関連産業の創出に期待します。規制の緩和が実現され、麻の有効利用(栽培)が可能となりましたら、現在、他県や輸入に頼っている麻原料を県内産に切り替え、岐阜県政推進である『活力ある地域づくり』を地産地消をキーワードに市民の手により進めます。	C		当協会では低THC(0.3%未満)のものであれば精神作用(心理的作用ではない)が現れない科学的根拠や海外での政府による規制管理体制のもと健全な運用が出来ている事実に基づいて提案したが、THCの含有量が低い大麻であっても乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。		右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	有	C		THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		1 4 3 0 1 0	岐阜県産業用麻協会	21 岐阜県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 広島県では、大朝町(昔は大麻町)、安佐南区(旧佐東町)など麻由来した地名があり、麻づくり(広島市教育委員会)によると戦前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的役割は終わったかに見えたが、特に佐東町安による「農業が大自然の新陳代謝力を活用する先進技術であり、資源循環を推進無断に延長する機会を担うものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に失われまいと考える必要も「歴史は繰り返す、事実を待たずすべきかもしれない」とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと解釈できる。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の原料の供給を担うことを計画している。幸いなことに「あずま」と呼ばれる繭、いわしなどの小魚の中に砂った麻の実とあからの食物を詰めたものが郷土料理にあり、これらを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がいないため、種子は海外からの輸入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広島の歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。	C		THCが0.3%未満であっても精神作用が発現した日本の実例や根拠を示して欲しい。 低THC品種は、EU諸国で10年、カナダで8年の商業栽培経験があり、薬物乱用につながったという報告はない。科学的根拠と海外の実用経験を踏まえた輸入規制に関する制度が定められることは十分可能ではないか。 私たちは官庁に組織的・体質的問題があることを認識している。これは薬物政策以前の課題であり、諸外国が、日本だけ産業用大麻に関する制度がつかれないという根本的理由にはならない。よって薬物乱用防止の観点以外の回答ができない場合は、諸外国の行政組織より能力が劣っていると理解してもよい。		右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	有	C		THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		1 1 8 8 0 1 0	有限会社イー・コーポレーション	34 広島県	厚生労働省 経済産業省
	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有率が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行うとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替品として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。生育適性が極めて高いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫煙の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出削減引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減農等起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることからも、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、いいては日本経済の活性化が期待できる。	C		大塚製薬の事例のように大麻成分の医療利用の有効性が注目され、沖縄製薬(株)を通じて研究し、産業振興に役立てるための規制緩和を要望している。同じ国内の製薬会社日本製の規制のために海外で研究するのは有用な医薬シーズを失うことを意味する。有用な医薬シーズを日本で研究できない理由について回答願いたい。 (「厚生労働省に対する意見」)		右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	無	C		THC含有量の少ない大麻であっても、抽出・濃縮等の方法によれば容易に乱用される。また、大麻種子の段階においては、生育した大麻のTHC含有量について判別することは極めて困難である。よって、THC含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻種子の輸入について現行の輸入規制を維持する必要がある。なお、国際条約において、THCを含有している大麻については、その量の多寡にかかわらず規制対象とされている。このことにかんがみても、すべての大麻種子の輸入について、厳正に対処する必要がある。		3 0 7 0 1 0 0	NPO法人設立準備団体 麻姑山ヘンブ会		経済産業省 厚生労働省
1159010	産業用大麻の種子の輸入規制緩和		輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。	大麻の種子の輸入にあたって、海外で脱穀され熱処理されたものについては、麻薬取締部の発芽試験などを簡素化あるいは省略することで事業運営に支障のないように規制を緩和していただきたい。	当社は大麻の種子を加工して、食用として販売したり、大麻の種子を使用したレストランを経営しているものである。経済産業省発第708号通達によれば、「大麻の違法な栽培を防止するため、輸入する種子については発芽不能処理を行うこととしている」が、通達が出された当時は、大麻種子の加熱加工食品は存在しなかった。ナッツと呼ばれるこれら製品は目でみて発芽不能であるにもかかわらず、この通達があるために、財務省税関では麻薬取締部が発行する証明書が必要とされている。麻薬取締部の発芽試験には7-10日間かかり、その間、貨物が税関で留め置きされるなど事業の障害となっている。大麻の粉や油は麻薬取締部と税関の判断により証明書は不要となっているが、海外で脱穀され熱処理済み加工食品についても、厚生労働省、財務省(税関)が判断できるように規制を緩和していただきたい。なお熱処理、脱穀したものの非発芽試験については輸出国の公的証明書を出すことで確認することができる。	C		発芽可能な大麻の種子の流通は、国内における大麻の不法栽培及び乱用拡大につながるおそれ大きいことから、未然に防止する必要がある。したがって、たとえ輸出国の公的機関が発行した熱処理証明書とともに輸入された大麻の種子及び脱穀後の大麻の種子であっても、我が国の麻薬取締部において発芽不能であることを確認することが必要不可欠である。		右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。		C			1 5 9 0 1 0 0	株式会社ニュー・エイジ・トレーディング	13 東京都	厚生労働省 経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管関係府庁	
1110100	火薬類取締法における第二十三条(取扱者の制限)	火薬類取締法第23条	18才未満の者は、原則として火薬類の取扱いはしてはならない。	火薬類取締法における年齢制限は十八歳以上をむねとしているが、特区内の特定条件下での緩和を許可していただきたい。	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、は花火を文化認知、観光産業として利用していく上で現行法での年齢制限では若年層の文化継承、観光産業としての花火体験の応用範囲が狭くなり、花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。年齢制限を特定条件下(特区内花火業者が地元内作業所にて取り扱ひ責任者立会いの下)にて緩和することによりオリジナル「打ち上げ花火」の作成が可能になり、地域特色を生かした、文化の継承と、オリジナル商品の開発、観光ツアー等の経済的効果が見込まれる。	C	-	火薬類取締法では、火薬類の取扱いは非常に危険を伴い、その取扱いを誤ると当事者のみならず、他の第三者にも重大な被害を及ぼすおそれがあるため、第23条において18歳未満の者が火薬類を取り扱うことを原則として禁止している。18歳以上とししていることに関しては、例えば労働基準法第62条において、使用者は満18歳に満たない者を爆発性の原料等を扱う業務に就かせてはならないとする規定があるように、その危険性にかんがみれば、火薬類取締法第23条の年齢制限は合理的であると考え、当該要望に関しては、その製造が特定の作業所において責任者のもとで行うことを条件に許可することを求められているが、これをもって18歳未満の者が火薬類を取り扱うことに関して十分な安全性を確保できるか定か定かではない、年齢制限の緩和を認めることはできない。なお、本年6月には、大仙市の煙火製造所において、従業員が着衣に付着していた火薬が発火し従業員が火傷を負う事故が発生しており、このことから、火薬類の製造作業には危険性を伴うことがうかがい知れるところである。		後継者育成の観点から、家内工業で花火を製造する場合には、18歳以下の者に火薬類の取扱を許可できないかご検討いただきたい。		C	-	後継者育成の重要性は理解できるものの、家内工業が否かを問わず、製造所内外の公共の安全確保や年少者の安全確保がまず優先されるべきであり、容易に年齢制限の緩和を認めることはできないと考えている。なお、煙火の製造作業のうち、「玉貼」等の危険性が少ないと認められる作業工程については、火薬類取締法施行規則第84条第1項第2号により、18歳未満の者に行わせることも可能となっている。	花火特区による交流人口増加	1072010	大曲商工会議所・花火ときめきチーム	5 秋田県	経済産業省	
1110110	火薬類取締法における第二十五条(消費)の規制緩和	火薬類取締法第25条 火薬類取締法施行規則第49条	火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、一定の場合にはこの限りでない。 火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量(打掃煙火関係) 6センチ以下の丸玉:50以下 6-10センチ以下の丸玉:15以下 10-14センチ以下の丸玉:10以下 炎管200本以下の仕掛け:1等	火薬取締法 第25条(消費)事項の規制緩和(火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量の規制緩和) 特区内での花火打ち上げに対し、火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量の規制を*6センチ以下の丸玉100以下*6-10センチ以下の丸玉30以下*10-14センチ以下の丸玉20以下*炎管300本以下の仕掛け一台に緩和していただきたい。現在、「花火の街」として毎年観客増加傾向にあり地域内花火消費量と機会要求に規制が合致していない。 現行 火薬類取締法施行規則の第49条無許可消費数量における打ち上げ花火の規制 *6センチ以下の丸玉50以下 *6-10センチ以下の丸玉15以下 *10-14センチ以下の丸玉10以下 *炎管200本以下の仕掛け一台	秋田県大仙市は古くより花火に対する文化的認識が高い地域であり、日常的に花火が打ち上げられていたが、現行法での規制数量では花火業者が日常的に打ち上げられる数が制限されており地域内の需要に即応できない。商工会議所やNPO法人、TMO等が花火を中心とした街の経済活性を計る上でも障害となっている。消費量許可数量制限を緩和することにより、地区内花火の消費量が拡大し、花火業者のみならず「花火の街」としての花火大会の数も増加することが見込まれ、それに伴う観光客の増加と通年分散化が可能となります。また、日本の花火のその芸術性と安全性は近年ますます高く、現行法規制の緩和は花火文化飛躍発展に障害となっている。	C	-	火薬類取締法施行規則第49条で定めている無許可消費数量については、消費する者のみならず周辺の者の安全も確保するという保安上の観点から、現状において容認する上限を定めたものである。現在無許可としている消費数量にあっては、全く危険性がないわけではなく、事実昨年度も無許可消費に係る事故が3件発生しており、こうした点も勘案すると、これ以上上限を緩和する合理的な理由が存在しない。 なお、無許可消費数量を超えて都道府県知事の許可を要する場合にあっては、都道府県知事の許可はその数量の範囲内で包括的に運用されている事もあることから、許可権者である秋田県へ相談されたい。なお、自治体の状況等を知りたい場合は、保安課まで御相談いただきたい。		右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	有	C	-	火薬の消費に関しては、たとえ少量でも危険であるのは当然だが、花火の打ち上げ並びに打ち上げ花火自体等については経済産業省や各自治体の指導関係業界の技術進歩によって法令が定められたときより格段と安全性が上がっている。花火の大会の多様化に歯止めがかかっている状況は、花火を観光資源とし、花火による交流人口の増加を計る地域にとり非常に残念なことである。花火の無許可消費数量の見直しを計る事は全国のイベントやアミューズメントパークでの花火消費の拡大、交流人口の拡大が見込まれ経済活性につながる。長年の実績と花火文化が息づく当地域を規制緩和の第一歩の地として検討していただきたい。	花火特区による交流人口増加	1072020	大曲商工会議所・花火ときめきチーム	5 秋田県	経済産業省	
1110120	南種子町(古式銃)鉄砲隊による古式銃発射の日程や時間の変更にも迅速に対応できるような関係法令の一部改定	火薬類取締法第25条、第50条の2	もっぱらけん銃等又は猟銃に使用される実包等に関しては、法第25条中「経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする実包、銃用雷管又は法令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様。	火縄銃(古式銃)の発射において、現状の法令では、南種子町鉄砲隊・南種子町役場が都道府県知事に火薬の消費について届け出を行い、許可を受けて消費することとなっている。そこで、許可申請から許可を受けるまでの時間が短縮されるよう、南種子町においては、同手続きの簡略化、若しくは届け出制にしたい。また、古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする実包、銃用雷管又は法令で定める火薬の譲渡、譲受け、輸入又は消費についても、同様。	現在、お祭りなどのイベント時に南種子町(古式銃)鉄砲隊が種子島と呼ばれる火縄銃の(空砲)試射を行い観光客やお祭りに参加した人々に見学していただいています。しかし、雨が降ると試射も出来なくなることやイベントの日程が急遽変更になった場合などに、火薬類取締法、経済産業省令による火薬の消費に関する届け出と許可まで一ヶ月程度かかることから、間に合わない場合が少なくありません。そこで、許可申請から許可までの期間の短縮を簡略化、若しくは届け出制としていただくこと、観光客を含めて、より多くの機会に試射を見学していただき、歴史の一頁に思いを馳せながら、一人でも多くの人々に楽しんでいただきたいと考えられています。そうすることで種子島の観光資源がより多くなり、結果として交流人口の増大にも寄与すると考えられます。	E	-	古式銃用火薬類に係る消費については、火薬類取締法第50条の2により許可権者が都道府県公安委員会となっていることから、警察庁からの回答を参照されたい。					E	-		種子島鉄砲特区	1161020	種子島U・インターサポートセンター	46 鹿児島県	警察庁 経済産業省
1110130	商工会議所法に係る許認可権限の県への移譲	商工会議所法施行令第7条	商工会議所制度の統一な運用を図るため、商工会議所に係る許認可(設立の認可、定款変更の認可等)は国が権限を有している。 一方、これまでの地方分権の潮流を踏まえ、事務所の所在地に関する定款変更等、軽微な案件の認可権限は、商工会議所法施行令第7条により、都道府県知事に権限移譲を行っているところ。	商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散していることから、地方公共団体(県又は基礎自治体)において、一括処理できるようにすること。	【実施内容】 商工会議所法に関する事務を地方公共団体(県又は基礎自治体)において一元的に実施することにより、二重行政を廃止し、簡素で効率的な行政サービスの提供が可能となる。 【提案理由】 商工会議所法に関する事務は、国と県で権限が分散している。現在、国が所管している権限のうち、国際的・広域的な見地からの判断、調整や、全国的に一定水準、同質な組織・事業運営の維持が必要と思われる事項は、輸出品の原産地証明に関する権限、都道府県をまたがる合併に関する権限のみである。 それ以外の権限については、現在、定款変更の認可権限についてのみ検討を進めるとの回答がなされているが、地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、他の権限についても同様に地方公共団体(県又は基礎自治体)に早期に移譲すべきである。	C	-	商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発展を図るだけでなく、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与すべき使命を担った組織である。商工会議所の事業はその地区内にとどまらず、税関手続の簡素化に関する国際条約に基づき輸出品の原産地証明や、国際的な商取引の紛争に関する仲裁、調停又は仲裁を行うなど、広域的、国際的な事業活動を行っている。 こうした、商工会議所に係る許認可権限については、平成17年度に商工会議所等と調整を行い、検討を行った結果、定款変更については、実態調査をし、必要に応じて現地の見直しをすることとした一方で、それ以外の許認可権限については、引き続き国に権限を残すべきとの結論に至ったところである。 これは、前述のような商工会議所の有する広域性・国際性等の性格に鑑み、国際的にも高い信頼性を得るためには、全国の商工会議所の同質性を確保することが重要だと考えられているからであり、商工会議所の組織の根幹に関する許認可は、国が行うべきものである。		右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	無	C	-	全国の商工会議所の同質性の確保については、商工会議所法や政令に規定される手続きや基準によって担保されるものと考えられる。 これらの規定に基づき許認可権限については、二重行政を廃止すべく、地方公共団体への移譲を引き続き検討していただきたい。		1082020	広島県	34 広島県	経済産業省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管関係府庁
1110140	大規模小売店立地法に係る条例制定権の見直し	地方自治法第252条の17の2 地方自治法第3条第2項 地方自治法第252条の17の2	地方自治法第252条の17の2は、「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる」と規定している。 他方、大規模小売店立地法(以下「大店立地法」という)第3条第2項は、「都道府県は(中略)条例で、周辺の地域の生活環境の保持に必要かつ十分な程度において、同項の基準面積に代えて適用すべき基準を定めることができる」と規定していることから、基準面積に代わる基準を定める権限は条例制定権者たる議会に属するものとされている。 このため、現行制度では、大店立地法第3条第2項に規定される権限については、地方自治法第252条の17の2に基づいて市町村に移譲することはできない。	大規模小売店立地法第3条第2項について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	【実施内容】 基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実情に応じた自主かつ効率的な取組みが可能となる。 【提案理由】 基礎自治体は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能であることから、本県では、大規模小売店立地法に係る都道府県知事の特例条例により、基礎自治体に移譲している。 しかし、大規模小売店立地法第3条の「県条例制定による届出基準面積に関する面積変更」事務は、特例条例で移譲できないため、基礎自治体で一連の事務を実施できるよう、例えば特例措置の規定を設けるなどの見直しが必要である。 地方分権改革推進法により、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体へゆだねることを基本として国は地方公共団体への権限移譲の推進を行う等の措置を講ずるとされており、地方分権における役割のあり方を踏まえ、一部の権限を県に残すのではなく、市町が全ての事務を自己完結的に処理できるよう提案する。	C	-	大店立地法第3条第2項により「前項の基準面積を超える他の基準面積とすることが適切であると認められる区域、すなわち条例で規制を緩和できる基準及び区域としては、一般的には周辺の生活環境に影響を与え得る規模の店舗ではあっても、都市再開発等が計画的に行われているなど、周辺の開発状況、道路の整備状況、住居の立地状況等の地域的な特性に照らして、国が定める基準よりも大きな店舗が出現しても、周辺生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないと判断できる区域を想定している。 本条項は、法律の規制適用対象であるか否かを確定する(条例で定める基準以下)の大型店は法の規制対象外となり、仮に周辺生活環境に問題が生じる場合であっても住民は何らの対応もできない(特に重要な事項である)ことから、民意を反映する手段である条例で規定することとしているものである。また、大型店が生活環境に及ぼす影響については、市町村に立地する場合など大型店の立地場所によっては市町村のみでは判断することが適当でないケースもある。このような点を踏まえ、法の適用範囲の確定にあたっては、他の条項以上に、都道府県等による広域的な観点から判断することが不可欠であり、他の都道府県議会の権限を市町村に事務委譲した場合であっても、本条項の都道府県議会の権限を安易に市町村議会に委譲することは適当でないと考えられる。なお、大店立地法は施行後7年を経過したが、第3条第2項の規定の活用実績はこれまでに一件もなく、また、具体的に指定を検討している事例についても未だ知られていない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	大店立地法の保護法益である「周辺地域の生活環境の保持」は極めて地域性の高い事務であり、地域の民意を反映する市町の裁量であれば、地域の実情に応じた基準面積の決定が可能であると考えられる。 市町村環境の立地問題は、必要に応じて隣接する市町に意見照会する等により、適切な法律運用が可能であると考えられる。 また、近年の市町村合併の進展により、市町村は大幅に広域化されており、一定程度広域的な観点からの法律運用は可能となっていると考えられる。 以上のことから、「まちづくり」の主体である市町が、全ての運営事務を自己完結的に実施できるように、市町村が担当することとされたところであり、その運用状況を注視するとともに、市町村が本法の事務の委譲を都道府県に求めた際に都道府県が対応していないケースがあるか否か、都道府県議会に委任している条項(法3条2項)について具体的な活用の検討の有無や市町村議会に権限を委譲すべきの要請があるか否かなどについては、必要に応じ情報収集していただくこととした。	1 0 8 2 0 9 0	広島県	34 広島県	経済産業省				
1110150	工場立地法に係る条例制定権の見直し	工場立地法第4条の2第1項	都道府県(政令指定都市を含む。)は、国が定める準則に代えて、別途、緑地及び環境施設面積の敷地面積に対する割合について、国が定める基準の範囲内において条例を制定し、適用することができる。	特定工場の新設等に関する届出の基準面積等の条例制定について、地域の実情に応じて基礎自治体で行えるよう制度の見直しを行うこと。	【実施内容】 基礎自治体で一連の事務を自己完結的に実施することにより、地域の実情に応じた自主かつ効率的な取組みが可能となる。 【提案理由】 基礎自治体は、住民に身近な行政主体として、地域の実情に応じた適切な判断が可能であることから、本県では、工場立地法に係る都道府県知事の特例条例により、基礎自治体に移譲している。 しかしながら、東域における各市町村の実情に応じた緑地面積率等を設定した条例はなく、そのような条例を制定することは難しいとの意見も見られた。こうした状況を踏まえ、産業構造審議会地域経済産業分科会において、地域の実情に応じた緑地面積率等の設定により一層可能となるよう制度の検討を行い、これを踏まえ、本年6月11日に施行された「企業立地の促進等に関する法律(平成19年法律第40号、以下「企業立地促進法」という。)」において、工場立地法の特例(第10条-12条)を設けることにより、都道府県及び市町村が基本計画の中で定める「企業立地重点促進区域」の存する市町村が、国の準則又は都道府県の地域準則に代えて当該区域に適用する緑地面積率、環境施設面積率を条例で定めることができるよう措置したところである。 この指針のケースについては、新たに譲られた当該特例措置を活用することにより、各市町村が主体的な判断により条例を定めることは、現状においても可能である。	D	-	企業立地促進法については、次の点から問題が残されているものと考えている。 都道府県及び市町村が基本計画を定め、国の同意を得た上で、更に市町で条例制定を行うことになり、基礎自治体以外の関与の割合が強く、また、手続きが煩雑である。 基本計画の中で定める「企業立地重点促進区域」の設定される市町村のみが対象となり、限定的である。 基本計画の期間が満了すると、原則市町で定められた条例が失効となることから、今回の措置は一時的なものであり、地域の実情を踏まえて中長期的な観点で基準を設定することができる制度とは言えない。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	企業立地促進法では、地域が主体的に作成した基本計画に対しては、国は速やかに同意を行うこととしており、市町村にとって、その手続きが煩雑になるとは考えられない。 工場立地法の特例を適用したいと考える市町村は、基本計画を策定することでそれが可能となるため、限定的には考えられない。 基本計画の期間について、必要に応じて変更(延長)申請がなされた場合、同じ地域の主体的取組として、国は基本的に同意すると考えられるため、当該特例措置が一時的なものであるとは言えない。 以上のことから、当該特例措置を活用することにより、各市町村が主体的な判断により条例を定めることを期待する。	1 0 8 2 0 0 0	広島県	34 広島県	経済産業省				
1110160	「液化石油ガス販売事業者報告、及び保安業務実施状況報告」への押印または自署署名の省略	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条及び運用及び解釈(通達)	液化石油ガス販売事業者、保安機関及び充てん事業者については、毎事業年度経過後3月以内に登録、認可及び許可をした行政機関への報告をすることとしている。	現行法施行規則の運用及び解釈(通達)により規定されている報告書への押印または自署署名については、代替の本人確認ができる場合によっては、省略可能とする。	液化石油ガス販売事業者及び保安業務事業者が、毎事業年度経過後3月以内に登録、認可及び許可をした行政機関への保安業務の委託状況等を都道府県等へ報告する「液化石油ガス販売事業者報告」及び「保安業務実施状況報告」への押印または自署署名の省略を可能にする。 提案理由 類似の報告書である「認定液化石油ガス販売事業者状況報告書」には、押印等の定めが無く、一方通達により形式が定められている上上記2報告については、押印または自署署名が規定されている。このため、本県では、電子申請システム開発を行った際、公的個人認証または商業登記認証を求めるとして手続とせざるを得なかった。結果として、平成17年4月から電子による申請を可能としたが、全く利用されない状況となっている。 手続を簡素化することにより、県民の初期負担(電子証明書の発行及びカード・ライクの導入)が無くなることにより、利便性の向上が見込める。 代替措置 本県が開発している上記2手続の報告について、販売事業者の登録番号または保安機関の認定番号の入力を必須としていることからなりすまし報告ができないシステムとなっている。	F	-	「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈」において定められている液化石油ガス販売事業者及び保安業務実施状況の報告の形式(様式1、2)について、押印見直しガイドライン(平成9年7月3日)に照らし、記名又は自署署名を省略可能とできるかについて、代替措置の内容等も踏まえて検討する。	既にガイドラインが示されているということであれば、早期にご検討いただき、提案主体のご意見のとおり、年度中に措置ができるようご対応いただきたい。	今般、本県からの提案に対し、「押印見直しガイドライン(平成9年7月3日)」に照らし、記名又は自署署名を省略可能とできるかについて、代替措置の内容等も踏まえて検討する。この回答が、対応時期について、本年度中の対応をお願しいたい。	1 0 8 3 0 1 0	和歌山県	30 和歌山県	経済産業省				
1110170	工業用水道料金の減免措置	工業用水道事業法第17条第3項第4号	工業用水道事業法第17条第3項第4号において、工業用水の料金は特定の者に對し不当な差別的取扱をすることをしないこととしている。	生産活動に利用しない公共用の雑用水については、利用料金の減免が可能とする。	工業用水道事業は、近年多くの企業の撤退により料金収入が減少し、非常に厳しい経営状況になっており、事業の安定経営の観点から利用促進が急務となっている。そこで一定の利用に限り利用料金を減免することにより、利用を促進し、工業用水道事業の安定的な運営を目指す。 現状：工業用水道料金は、適性な原価に照らし公正妥当なものとして、公平性の観点から差別的料金は認められず、特定の事業所への継続的な料金減免などの措置は認められていない。 具体的提案：生産活動に利用しない公共用の雑用水について、利用料金の減免を行うことにより、工業用水道の利用促進につなげる。 具体的には、歴史的に価値のある伊丹市昆陽池の水質浄化など環境面から生態系を守り財産を将来に引き継いでいくための環境用水として活用することにより、住民の一定の理解を得ると共に工業用水道事業の安定的な運営および企業への支援にもなり、地域への貢献や産業の活性化に結びつものと考えられる。	C	-	工業用水の利用料金については、工業用水道事業法第17条第3項の規定に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものとして設定されているものであり、特定の者に対して優遇的取扱いを行うことは、通常の利用料金を支払う工業用水道利用者との公平性を失するものであり、不適当だと考える。	工業用水道事業の経営が好転すれば、将来的に工業用水道料金の引き下げに繋がる可能性もあり、既存の需要家にとってもメリットがあることと見られる。提案のように、他の借利事業などと複合することのない、公共の用途に供することが明白である場合には、料金が減免できるようにご検討いただきたい。	本市の工業用水道事業は、近年多くの企業の撤退等により使用水量が減少し、利用促進にむけて日夜努力しているが、現状は非常に厳しい状況である。そこで経営改善の立場から利用促進の一つの方策として、生産活動に利用しない公共用の雑用水、例えば関西近海部の渡り鳥の巣などであり、市民や鳥たちのオアシスとなっている本市昆陽池公園内の自然池の水質浄化等、非常に公共性の高い利用に限って減免使用を認めるということであり、回答にあつた特定の者に対する優遇的取扱いではないと考える。また一般利用者の公平性に失する等の指摘については、利用者間で構成する工業用水協議会において承認を得たのち減免するものとし公平性に配慮する。	いただいたご意見によれば、工業用水道施設を利用して工業用水以外の用途に給水することを、恒常的に、また、大量を行うことを予定しているものと想定されます。こうした場合には、工業用水道事業法第6条第1項の規定に基づく、給水能力等の変更の届出を行い、工業用水以外の用途に供する用水を、工業用水道事業法の適用対象外である用水とすることが必要です。これにより、当該用水の利用料の設定については、工業用水道事業法の規定による必要はなくなるものと考えます。 この場合において、当該工業用水道施設の布設について、国の工業用水道事業費補助金を利用しているときには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき、目的外使用に係る各府省庁の長の承認を受ける必要があります。この承認については、補助制度の目的と密接に関連する用途又は公益性の高い用途に用いる等の条件に適合する場合に限り、所要の条件を付して認めることとしており、この扱いについては、個別にご相談下さい。	1 0 1 0 0 1 0	伊丹市	28 兵庫県	経済産業省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	措置の分類、内容の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管関係府庁
1110180	播州織産地における外国人研修・技能実習(職種:織布運転)の滞在期間の延長	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年法務省告示第百四十一号)	研修・技能実習に係る滞在期間は、研修活動の期間を合わせて三年以内とされている。	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。播州織産地では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。	播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が増え、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 (現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となっており、平成16年度から年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)	C	-	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答された。	再検討要請	無	C	-	先回答したとおり、研修技能実習制度については、一部に、制度の趣旨に反する不適正な事例が発生していることから、制度の適正化及び充実を図るため、関係省庁が制度の見直しについて、検討しているところである。今回、再要望の理由として記載された、管理者の育成等に関しては、当省の研究会においても議論が行われており、「研究会とりまとめ」において、優秀で意欲のある実習生について、一旦帰国後、一定の要件のもと、更に2年程度の再技能実習を認める制度を導入し、管理者の育成等を含めた、制度の高度化を図るべきという提案をしているところである。全ての研修技能実習生の滞在期間を、単純に3年を5年に延長するという要望案については、制度趣旨に照らして、適切な方策ではない。		兵庫県	28 兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省	
1110190	東京湾岸地域における経済特区	(1)特許法第107条、第109条、第195条及び第195条の2、産業技術力強化法第17条 (2)特許法第30条	(1)特許に関する料金については、第195条において特許出願、出願審査の請求等を行う者の納付しなければならない手数料、特許法第107条において特許権の協定の登録を受ける者又は特許権者の納付しなければならない特許料について規定している。 (2)特許を受ける権利を有する者が刊行物に発表等した後、6月以内に特許出願を行い、所定の手続きをすれば、その刊行物発表等により新規性、進歩性を喪失しなかったものとみなされる。	日本経済の国際競争力を強化していくため、東京湾岸地域の特定地区に集中投資を促すしくみとして、法規制の緩和とともに、税の減免や融資制度の拡充など思い切ったインセンティブを講じる経済特区を設置する。	研究開発型の産業拠点や国際ビジネス拠点などの形成を図る企業に対し、インセンティブを講じることで集中投資を促すしくみを構築し、国際競争力を強化する。 ――進出企業に対する優遇措置等 (1)法人税の軽減及び登録免許税・法人事業税・事業所税・不動産取得税の免除 (2)上記特例による地方税減収分の実質的な補填措置 ――民間都市再生事業計画の積極的な認定による融資制度・税優遇措置等の拡充 3 法規制の緩和 (1)特許料・特許審査請求料の軽減 (2)特許出願猶予期間の延長	C	-	(1)平成16年4月、審査請求構造の改革等を通じた審査迅速化を目的として、出願から権利維持までの全体の料金水準を引き下げる料金改正を行ったところ(審査実費に近くまで審査請求料を引き上げ、出願料・特許料を引き下げた)。このような、特定した地区の一部の産業についてのみ審査請求料及び特許料を減免することは、特許関係手数料の原則である受益者負担、また、特許特別会計の収支相償の観点からも適切ではない。 (2)特許法第30条第1項に規定する制度を利用するにあたっては、本人の発表後6ヶ月以内に出願したとしても、本人の出願より前に他人の出願があった場合には、本人が特許を取得できない点や、本制度と同様の制度が存在しない欧州特許庁等へ出願した場合には特許を取得できない(無効理由等となる)点などに留意が必要である。すなわち、我が国の企業が確実に特許を取得し、我が国産品の国際競争力を高めていくためには、発明からできる限り早期に出願する環境を整えることが望ましい。我が国においてさらなる猶予期間の延長を行うことは、仮にそれが特定地域であっても、我が国で生み出された発明が十分に保護されない結果を招くおそれがあり、また特許制度は我が国全体に最大10年という強力な排他的独占権を付与するものであり、一部地域のみ例外的な特許権付与の手続きを導入することは適当でない。	再検討要請	無	C	-		東京都	13 東京都	経済産業省		
1110200	環境影響評価の実施の省略又は期間の短縮	環境影響評価法 電気事業法第46条の2～第46条の22	発電用の電気工作物の設置・変更を行う場合、事業者は環境影響評価に伴う方法書、準備書、評価書の届出が義務付けられており、評価書の記載に従って環境の保全についての適正な配慮をして事業を実施しなければならない。	【具体的事業の実施内容】 本事業は、重油・ガス混焼のボイラータービン発電設備を最新技術のコンパインドサイクル発電設備へリプレースするものである。 これにより、重油使用量を大幅に削減し、且つエネルギー効率が大幅に向上するため、大幅な省エネ効果が得られる。また、発電設備の小型化により、大気・水質等の環境負荷の大幅低減が出来るものである。 【提案理由】 現行法下では、発電設備のリプレースを行う場合、環境アセスを行った後、工事計画認可申請(又は工事計画届出)の手続きを経て工事着手となる。従って、工事の計画から発電設備の運用開始に至るまで数年～10年程度の期間を要する。この期間は、環境改善前の状態が継続されるばかりでなく、省エネ効果の発揮も遅れてしまう。今回提案する措置により、工事の着手に至る迄の環境アセスに関する諸手続きを簡略化し、早期に発電設備を運用開始させる事で、省エネ効果の早期発揮が実現できる。これにより、京都議定書第1約束期間内において大きな省エネ効果の発揮が図れるとともに、環境負荷を大幅に低減する事が出来る。 尚、今回の対象は、工業専用地域内に施設する発電所であって、地域全体として既に環境アセスを実施している。	C	-	発電設備に係る環境アセスメントについては、発電に伴う環境影響だけではなく、工事に伴う影響や周辺の動植物への影響など、総合的に環境影響を評価するものであるため、環境負荷の低減となることが明らかである場合であっても、簡略化はできない。	地域全体として既に環境アセスを実施済みの工業専用地域内という立地条件を勘案の上、ご検討いただきたい。	再検討要請	無	有	C	-	地域全体として環境アセスを実施している工業専用地域であっても、その環境アセスは発電設備のリプレースに係る環境影響を評価したものではないため、地域全体として環境アセスを行っていることを理由として環境アセスの簡略化は認められない。 なお、発電所に係る環境アセスについては、原子力安全・保安院電力安全課が平成19年1月に改訂した「発電所に係る環境影響評価の手引」等により評価の簡略化が認められており、調査期間の短縮や調査内容の簡略化については一部可能となっている。		住友金属工業株式会社	8 茨城県	経済産業省 環境省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	補足資料	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
1130010	1132(1144, 1146) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業	経済産業省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第25条第1項第4号 平成18年経済産業省告示第249号第1条第1項第3号、第2条第3項	修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目をその構造改革特別区域計画に特定事業の内容として記載しなければならない。また、この場合においては、経済産業大臣（IPA）が試験を実施する場合にはIPAが、民間資格を取得するための試験の試験問題と併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切であると認められた問題により行う修了認定に係る試験を合格することによりその修了が認められる。	1 拡充提案	修了認定に係る試験において、「IPA」民間資格の試験問題の審査を受ける際、手続きや手数料の負担が課題となっている。この「民間資格の試験問題」に係る審査について、「出題項目のみの審査」や「初回申請時のみの問題審査」とする等、審査の内容および方法の見直しを検討されたい。	修了認定に係る試験について、特例措置による免除対象以外の科目も含め、全ての問題について審査を受ける必要があるのと同時に、試験実施の都度、全ての問題について、再度審査を受ける必要がある。また、「IPAより」民間資格の試験問題も含めて審査を受ける際は、告示に定める手数料（1問3万円）を納める必要がある。 IPAの審査において、民間資格を取得するための試験の試験問題も審査するのであれば、「出題項目のみの審査」を行えば足りるものと考えられる。また、民間資格において毎回出題項目等が変化する事は殆どなく、試験要項の改定等も年度単位で実施されるため、「初回申請時のみの問題審査」によってもその内容を充分検証できるものと思われる。上記の見直しがなされることにより、審査対象となる問題数が削減されることで、手続きの効率化及び審査期間の短縮に繋がるものと考えられる。	C	-	修了認定に係る試験における独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査については、経済産業省告示第249号第1条第1項第3号に基づき、民間資格を取得するための試験の試験問題（以下「民間資格試験問題」と修了認定に係る試験の試験問題（以下「修了試験問題」）を併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切な問題であるかの審査を行っているところ。情報処理技術者試験（以下「情処試験」）のうち、基本情報技術者試験については、合格のための第1段階に当たる午前試験について規制緩和の中で構造改革特区制度による特例及び情報処理技術者試験規則における特例により免除する受験形態を認めているが、特例を活用しない場合も含めていずれの形態を選択して受験しても同様の知識・能力の実証がなされなければならないことは自明である。本ケースで情処試験の一部免除を行うに当たっては、実際の民間資格試験問題と修了試験問題が、情処試験との同等性を確保しているかどうかを確認するためにも不可欠である。民間資格試験問題に対する出題項目のみの審査や初回申請時のみの問題審査では、実際の修了試験と情処試験との同等性の確保が確認できず、免除対象科目を修得したかどうかを判定できない。したがって、本提案に対しては対応不可能である。	右提案主体からの意見を踏まえて検討のうえ回答されたい。	情報処理技術者試験との同等性を、民間資格試験問題と修了試験問題を併せて総合的に確認しているところ。従って、修了試験問題について、申請の都度、実際に使用する問題を「現物審査」することは妥当と考えている。しかしながら、民間資格試験問題の審査について、当該特例措置が過去に民間資格を取得した者に対しても遡って適用されること、直前に実施した過去問題を「傾向審査」していることを鑑み、民間資格の仕様が年度途中で変わらない前提のもと、「年度毎に初回申請時のみ問題審査を行う」、または、「審査結果の有効期間を1年間とする」など、再度、現行規定細目の改定をご検討いただきたい。	有	C	-	情処試験の一部免除を行うに当たっては、民間資格試験問題と修了認定に係る試験の試験問題（以下「修了試験問題」）が情処試験との同等性を確保しているかどうかを確認する必要があり、民間資格試験問題と修了試験問題を併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切な問題であるかの審査を行うことは不可欠。過去の民間資格の取得者も受講対象として扱っている点については、構造改革特区制度創設の前後によって国民1人1人が不平等な扱いとならぬよう、経過措置として設けているものである。したがって、本提案に対しては対応不可能である。	2008010	株式会社サーティファイ 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	経済産業省